

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和2年7月9日
予報部

令和2年7月3日からの豪雨の名称について

気象庁では令和2年7月3日からの豪雨に対して、「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。

気象庁では、顕著な災害をもたらした自然現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしています。

今般、令和2年7月3日からの豪雨に対して、「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。

なお、名称を定める基準及び付け方等は、気象庁ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/meishou/meishou.html>

<問合せ先>

予報部業務課 小寺・蒔田

電話 03-3212-8341 (内線 3115・3108) FAX 03-3284-0180

令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨へ名称を定めることについて

気象庁では令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨に対して、「令和 2 年 7 月豪雨」と名称を定めることとしましたので、お知らせいたします。なお、現象は継続中であり、今後発生し得る一連の現象についても、本名称を使うことといたします。

1 災害の名称

「令和 2 年 7 月豪雨」

(期間) 令和 2 年 7 月 3 日～ (継続中)

2 大雨の状況

7 月 3 日から 7 月 8 日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、九州北部地方を中心に広い範囲で大雨となった。

7 月 3 日から 7 月 8 日までの総降水量は、九州南部、九州北部地方で 1000 ミリ、近畿地方で 900 ミリを超えるところがあった。特に、九州南部、九州北部地方、東海地方、及び甲信地方では、24、48、72 時間降水量が観測史上 1 位の値を超えるなど、7 月の月降水量平年値の 2 倍から 3 倍となる記録的な大雨となった。

この大雨について、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の 7 県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒をよびかけた。

3 災害の状況

この大雨により、河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等が発生し、死者は 54 人、行方不明者は 19 人に及ぶなど甚大な被害となった。(被害に関する情報は令和 2 年 7 月 8 日 14 時時点内閣府とりまとめによる。)

4 名称を定める理由

豪雨の名称を定める基準については、「損壊家屋等 1,000 棟程度以上または浸水家屋 10,000 棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害、特異な気象現象による被害」など、顕著な被害が発生した場合に行うこととしている。

今回の大雨では、線状降水帯が複数の地域で局地的・集中的に長時間継続したことなどにより大河川を含む多くの河川で氾濫が発生し、また土砂災害も多発したなど広い範囲で顕著な被害をもたらした極めて特異な豪雨となった。

このように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化する中、今回のような大雨は全国どこでも発生しうることから、貴重な教訓を後世代に伝承するという目的の観点から名称を定めることとした。

参考：近年の名称を定めた気象災害（大雨関係）

気象災害名	年月日	死者・ 行方不 明者 (人)	住家全 壊・半壊 (棟)	床上・床 下浸水 (棟)
平成16年7月新潟・福島豪雨	H16.7.12~7.13	16	5,728	8,177
平成16年7月福井豪雨	H16.7.17~7.18	5	199	13,657
平成18年7月豪雨	H18.7.15~7.24	30	1,539	6,996
平成20年8月末豪雨	H20.8.26~8.31	2	13	22,461
平成21年7月中国・九州北部豪雨	H21.7.19~7.26	36	154	11,872
平成23年7月新潟・福島豪雨	H23.7.27~7.30	6	1,074	8,940
平成24年7月九州北部豪雨	H24.7.11~7.14	33	2,582	10,983
平成26年8月豪雨	H26.7.30~8.26	88	702	21,334
平成27年9月関東・東北豪雨	H27.9.9~9.11	8	3,926	12,145
平成29年7月九州北部豪雨	H29.6.30~7.10	44	1,439	2,336
平成30年7月豪雨	H30.6.28~7.8	232	17,636	30,480
令和元年房総半島台風	R1.9.8~9.9	1	4269	245
令和元年東日本台風	R1.10.10~10.13	88	27,822	34,739

[ホーム](#) > [各種データ・資料](#) > [災害をもたらした台風・大雨・地震・火山噴火等の自然現象のとりまとめ資料](#) >
[気象庁が名称を定めた気象・地震・火山現象一覧](#) > 顕著な災害を起こした自然現象の名称について

顕著な災害を起こした自然現象の名称について（平成30年7月9日）

顕著な災害を起こした自然現象の名称

気象庁では、顕著な災害を起こした自然現象について名称を定めることとしています。名称を定めることにより、防災関係機関等による災害発生後の応急・復旧活動の円滑化を図るとともに、当該災害における経験や貴重な教訓を後世に伝承することを期待するものです。

また、各地域で独自に定められた災害やそれをもたらした自然現象の名称についても、後世への伝承の観点から利用し普及を図ることとしています。

名称を定める基準及び付け方

(1) 気象（台風を除く）

ア 名称を定める基準

顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害、特異な気象現象による被害など）が発生した場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+月+顕著な被害が起きた地域名+現象名」とします。

ここで「現象名」とは、豪雨、豪雪、暴風、高潮等をいいます。

なお、地域名については、被害の広がり等に応じてその都度判断します。また、豪雪については、被害が長期間にわたることが多いため、冬期間全体を通した名称とします。

(2) 台風

ア 名称を定める基準

顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）が発生し、かつ後世への伝承の観点から特に名称を定める必要があると認められる場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+顕著な被害が起きた地域・河川名+台風」とします。

ここで「顕著な被害が起きた地域・河川名」とは、後世への伝承の観点に着目して最も適した都道府県名、市町村名、地域名、河川名等をいいます。

(3) 地震

ア 名称を定める基準

(ア) 地震の規模が大きい場合

陸域：M7.0以上（深さ100 km以浅）かつ最大震度5強以上

海域：M7.5以上（深さ100 km以浅）であり、かつ最大震度5強以上または津波の高さ2 m以上

(イ) 顕著な被害が発生した場合（全壊家屋100棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）

(ウ) 群発地震で被害が大きかった場合等

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+地震情報に用いる地域名+地震」とします。

なお、定めた名称は、一連の地震活動全体を指します。また、アの基準を満たす地震が複数発生した場合には、原則として一連の地震活動が始まった時点の元号年を用います。

(4) 火山

ア 名称を定める基準

顕著な被害が発生した場合（相当の人的被害など）、または長期間にわたる避難生活等の影響があった場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+火山名+噴火」とします。

(5) 共通事項

名称を定める際に地域独自の名称がある場合には、それを考慮します。

名称を文書等で使用する際、必要に応じて元号年に続いて括弧書きで西暦年を併記する、又は元号年を西暦年に置き換えることがあります。

名称を定める時期

名称を定める基準を満たす場合、できるだけ速やかに名称を定めます。

ただし、台風の名称は翌年の5月までに定めることを原則とし、災害発生後の応急活動の段階では台風番号を用います。火山噴火など対象となる自然現象やその影響が長期間継続する場合には、顕著な災害・現象等の推移に応じて後日、名称を定めます。

地域独自の名称の普及

地域毎に、地方公共団体等が顕著な災害やそれをもたらした自然現象について独自の名称を通称として用いることがあります（例：7.13新潟豪雨、紀伊半島大水害等）。

地方公共団体等がこれら地域独自の名称を定めるにあたっては気象庁は可能な限り協力するとともに、関連する資料等を作成する際には当該地域における後世への伝承の観点から当該名称を利用し、普及を図ります。

参考

自然現象の名称とは別に、政府が災害の呼称を定めることがあります（例：阪神・淡路大震災、東日本大震災）。気象庁が海外向けの資料等を作成する際には、台風番号に代わって[台風委員会で定めた名前](#)を使用します。

- ▶ [気象庁が名称を定めた気象・地震・火山現象一覧](#)

[このページのトップへ](#)

気象庁：〒100-8122東京都千代田区大手町1-3-4 代表電話：03-3212-8341

[著作権・リンク・個人情報保護](#)

[利用上の注意について（免責事項）](#)